

令和8年 10 月 9 日

番号	質問日/回答日	質問	回答(案)
1	R8.10.7 ／R8.10.9	① 過年度成果と広報素材の貸与 説明書 6.4(5)に基づき、過年度成果の貸与をお願いします。広報成果物、写真・動画、媒体別実績、効果測定結果及びターゲット分析について、貸与可能な資料と提案・業務での利用条件を御教示ください。 ②業務対象の範囲 説明書 4.2.1 について、冬季観光の情報発信とあわせて、旅行商品への販売導線の構築及び実来訪者を対象としたモニター調査を、委託業務に含めることは可能でしょうか。対象範囲に定めがあれば御教示ください。 ③モニター調査に伴う費用 モニター調査に係る体験料、地域交通費、謝礼等を委託業務費から負担することは可能でしょうか。航空・宿泊費の扱いも含め、対象費目、上限及び旅行代金との区分について定めがあれば御教示ください。	① 【回答】 現時点では、過年度の成果品 PDF データを提供します。業務受注後、必要に応じてその他の資料データも提供します。提供資料の利用に当たっては、本業務の企画提案及び業務の実施に必要な範囲とし、第三者が権利を有する写真・動画等については、当該権利者が認める範囲で利用してください。 ② 【回答】 冬季観光の情報発信とあわせて、旅行商品の販売動線の構築及び実来訪者を対象としたモニター調査を委託業務に含めることは可能です。 ③ 【回答】 本業務は、観光庁「オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業」の補助金を活用して実施するものです。 モニター調査に係る体験料、地域交通費、謝礼、航空・宿泊費等については、同事業の公募要領を確認し、補助対象経費として計上できるか検討してください。 https://ot-kankoseibi.go.jp/document/

	④共同による応募について 説明書 5.2 における共同提案者の「(2) 関係する事業者が他の提案に係る構成員になっていないこと。」にある「他の提案」というのは具体的にどのようなものか御教示ください。 本事業へ応募する他事業者の構成員になっていないこと、という理解でよろしいでしょうか。	④【回答】 御理解のとおりです。説明書 5.2(2)における「他の提案」とは、本業務に対して別の事業者が提出する企画提案を指します。 したがって、共同による応募を行う事業者は、本業務に応募する他の事業者の共同提案における構成員となることはできません。
--	---	--